

ID: 292

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	建築計画変更の承認		
法令名称 根拠条項	都市再開発法 第99条の7		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第99条の7の規定による。 (建築計画の変更) 第99条の7 特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。 都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日